

# 旭川市耐震改修促進計画

令和4（2022）年3月  
旭川市

# 旭川市耐震改修促進計画

## 目 次

第1 はじめに	1
1. 計画の位置付け	1
2. 想定される地震の規模と被害の状況	3
第2 前計画における取組と課題	8
1. 前計画における主な施策の実施状況	8
2. 前計画における施策の実施結果	9
3. 建築物の耐震化に関する所有者の意識	10
4. 耐震化の促進に向けた課題	12
第3 耐震化の現状と目標	13
1. 住宅の耐震化の現状と目標	14
2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標	16
3. 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状と目標	22
4. 市有建築物の耐震化の現状	23
第4 建築物の耐震化を促進するための施策	25
1. 耐震化に向けた取組方針	25
2. 耐震化を促進するための施策	27
第5 法に基づく指導等の実施	31
1. 耐震改修促進法に基づく指導等の実施	31
2. 建築基準法に基づく勧告等の実施	31
第6 資料	32

# 第1 はじめに

## 1. 計画の位置付け

### (1) 背景と目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震による建築物の倒壊等により多くの人命が失われました。この教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。その後、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、さらに「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）が示されました。

本市は、震度6弱以上の地震の発生率が低い地域とされていますが、万が一大规模地震が発生した場合、被害が甚大なものになるおそれがあり、大规模地震発生時における被害を未然かつ最小限に防ぐ取組を進めていく必要があることから、旭川市においても平成20年8月に「旭川市耐震改修促進計画」（以下「耐震改修促進計画」という。）を策定しました。

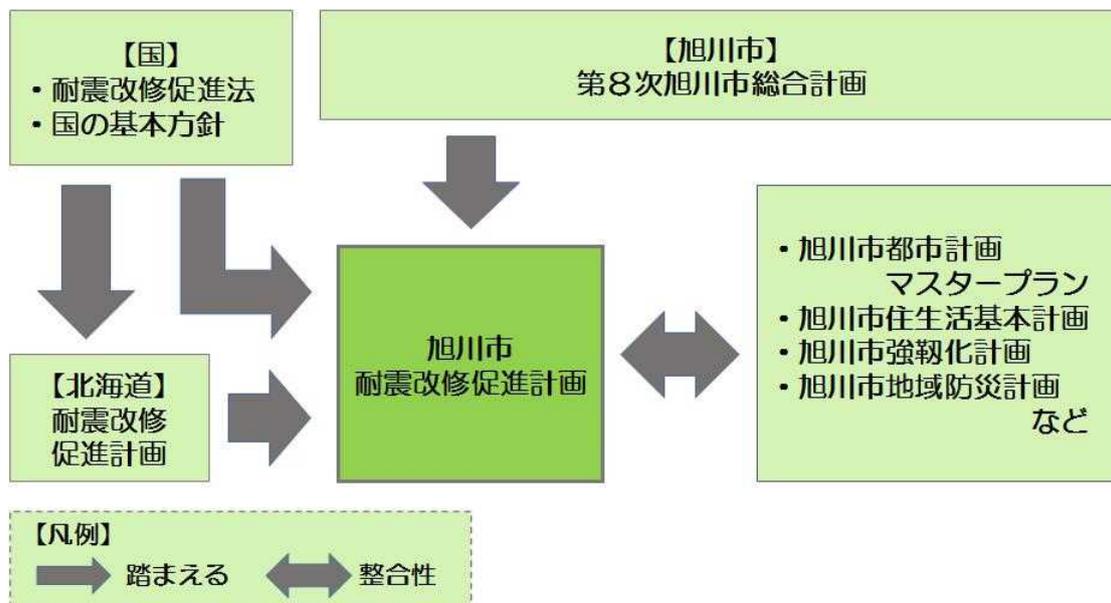
その後、耐震改修促進法や国の基本方針の改定を受け、平成25年3月及び平成29年3月には耐震改修促進計画を改定し、実状に合わせた耐震化率の再算出や施策の見直し等を行い、市内に存在する旧耐震基準の建築物の耐震化促進に取り組んできました。

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、震源地で最大震度7、旭川市でも震度4を観測し、全道的に大规模停電（ブラックアウト）が発生するなど、道内各地で大きな被害を受けました。

令和3年3月に国は建築物の耐震化をさらに促進させるため、新たな耐震化目標を示したことから、本市においてもこのような国の動きに合わせ、地震の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震化を積極的に促進していくことを目的として、耐震改修促進計画を改定するものです。

## (2) 計画の位置付け

旭川市耐震改修促進計画（令和3（2021）年12月）（以下「本計画」という。）は、耐震改修促進法第6条第1項により定めるものです。また、本計画の改定に当たっては、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画（以下、「道計画」という。）を踏まえたものとしています。



## (3) 対象区域

本計画の対象区域は、旭川市内全域とします。

## (4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までとします。

なお、本計画は必要に応じ適宜、計画内容や目標の見直しを行います。

## 2. 想定される地震の規模と被害の状況

### (1) 旭川市におけるこれまでの地震被害

北海道周辺の日本海や太平洋沖で発生した地震は、マグニチュード7～8クラスと規模は大きいものの、旭川市から震源が遠いため大きな被害はありませんでした。市内では、昭和元年以降令和3年3月までに震度1以上の有感地震が158回観測されています。その約86%が震度1～2で、震度3が18回、震度4を観測したのは、昭和43年の十勝沖地震で2回、平成15年の十勝沖地震で1回、平成30年の北海道胆振東部地震で1回の計4回となっており、震度5以上の地震はこれまで観測されていません。

旭川市に近い地域で発生した地震では、昭和30年の上川地方中部を震源とする地震(M4.8)、昭和56年の空知地方北部を震源とする地震(M4.6)でそれぞれ震度3を記録し、平成7年の空知地方中部を震源とする地震(M5.9)で震度2を記録していますが、旭川市において大きな被害はありませんでした。

表 1-1 旭川市内で震度4を記録した地震

発生年月日 地震災害名	震央の位置 (旧測地系)	規模 (M)	北海道内の主な震度 (気象官署)	被害概況
昭和43年5月16日 9時48分 十勝沖地震	青森県東方沖 N44° 44' E143° 35'	7.9	5(浦河, 苫小牧, 広尾, 函館)	南西部地方を中心に被害, 津波
昭和43年5月16日 19時39分 十勝沖地震	青森県東方沖 N41° 25' E142° 51'	7.5	5(広尾, 浦河)	
平成15年9月26日 4時50分 十勝沖地震	十勝沖 N41° 46' E144° 04'	8.0	6弱(新冠, 静内, 浦河, 鹿追, 忠類, 幕別, 豊頃, 釧路, 厚岸)	日高, 十勝, 釧路地方を中心に被害, 苫小牧のコンビナートでタンク火災
平成30年9月6日 3時7分 北海道胆振東部地震	胆振地方中東部 N42° 41' E142° 00'	6.7	7(厚真町鹿沼)	胆振, 石狩地方を中心に被害

【資料】気象庁気象統計情報, 北海道耐震改修促進計画,  
平成25年度旭川市防災アセスメント基礎調査業務委託報告書

このように過去に発生した地震で、市内で大きな被害は認められていないことから、旭川市は全国的にも自然災害が少なく、特に地震の発生は全国的にも極めて少ない地域の一つとされています。

また、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会において公表された、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を示した全国地震動予測地図(2020年版)において、旭川市は、上川総合振興局所在地地点でその確率が0.76%となっており、全道の各振興局所在地や全国の他都市と比較して最も低い地点となっています。しかし、阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震では、過去に大きな地震の起きていなかった場所で地震が発生し、甚大な被害をもたらしています。

旭川市においても大きな地震を経験していないから地震が発生しないと言いきれるものではないため、地震に対する備えは怠らず、今後は「地震災害が少ない安全な街」だけでなく、「地震災害が起きて安全な街」としていくことが重要です。

## (2) 旭川市周辺に分布する活断層

内陸で発生する地震のうち、規模の大きい地震は「活断層」として地表に痕跡を残します。

旭川市内には活断層は発見されていませんが、周辺にある北海道内の主要な活断層は右図のように分布しており、北海道や国で調査が行われてきました。

国の調査結果では、今後この断層が地震を発生する可能性について、表 1-2 のような評価をしています。

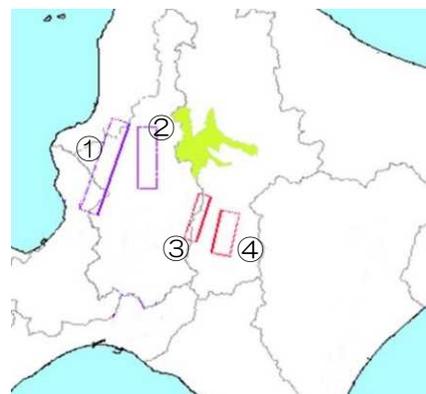


表 1-2 旭川市付近の活断層

	断層名	規模 (M)	地震発生確率			平均活動間隔
			30 年以内	50 年以内	100 年以内	最新活動時期
①	増毛山地東縁断層帯	7.8 程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5,000 年程度以上 不明
②	沼田一砂川付近の断層帯	7.5 程度	不明	不明	不明	不明 不明
③	富良野断層帯西部	7.2 程度	ほぼ 0%~ 0.03%	ほぼ 0%~ 0.06%	ほぼ 0%~ 0.1%	4,000 年程度 2 世紀~1739 年
④	富良野断層帯東部	7.2 程度	ほぼ 0%~ 0.01%	ほぼ 0%~ 0.02%	ほぼ 0%~ 0.05%	9,000 年~22,000 年程度 約 4,300 年前~約 2,400 年前

【資料】地震調査研究推進本部（主要活断層の長期評価結果一覧）

## (3) 想定される地震

旭川市地域防災計画では、計画の資料となる防災アセスメント基礎調査（平成 25 年度）を実施し、地震被害予測を行っています。この調査では、旭川市への影響が懸念される地震ごとに震度予測を行い、その予測結果から地震発生の影響が大きい地震として、増毛山地東縁断層帯の地震（M7.8 程度）、沼田一砂川付近の断層帯の地震（M7.5 程度）、旭川市直下の地震（M6.9）の想定を行っています。なお、海溝型地震については、震度予測の結果から直接被害が小さいものと推定されたため、影響が大きい地震として想定していません。

(4) 予測結果

ア 想定される震度

図 1-1 の震度分布図にあるように、増毛山地東縁断層帯における最大震度は「5強」、沼田一砂川付近の断層帯における最大震度は「6弱」、直下で地震が発生した場合の最大震度は「6強」と想定されています。

なお、旭川市直下の地震(M6.9)が発生した場合の各地域の最大震度は、震源を特定せず、旭川市内全体をマグニチュード 6.9 の地震で揺らした場合は想定しています。実際の地震には震源があり、震源からの距離などによって震度が変わるため、1回の地震で旭川市全域がこのような震度になることはありません。

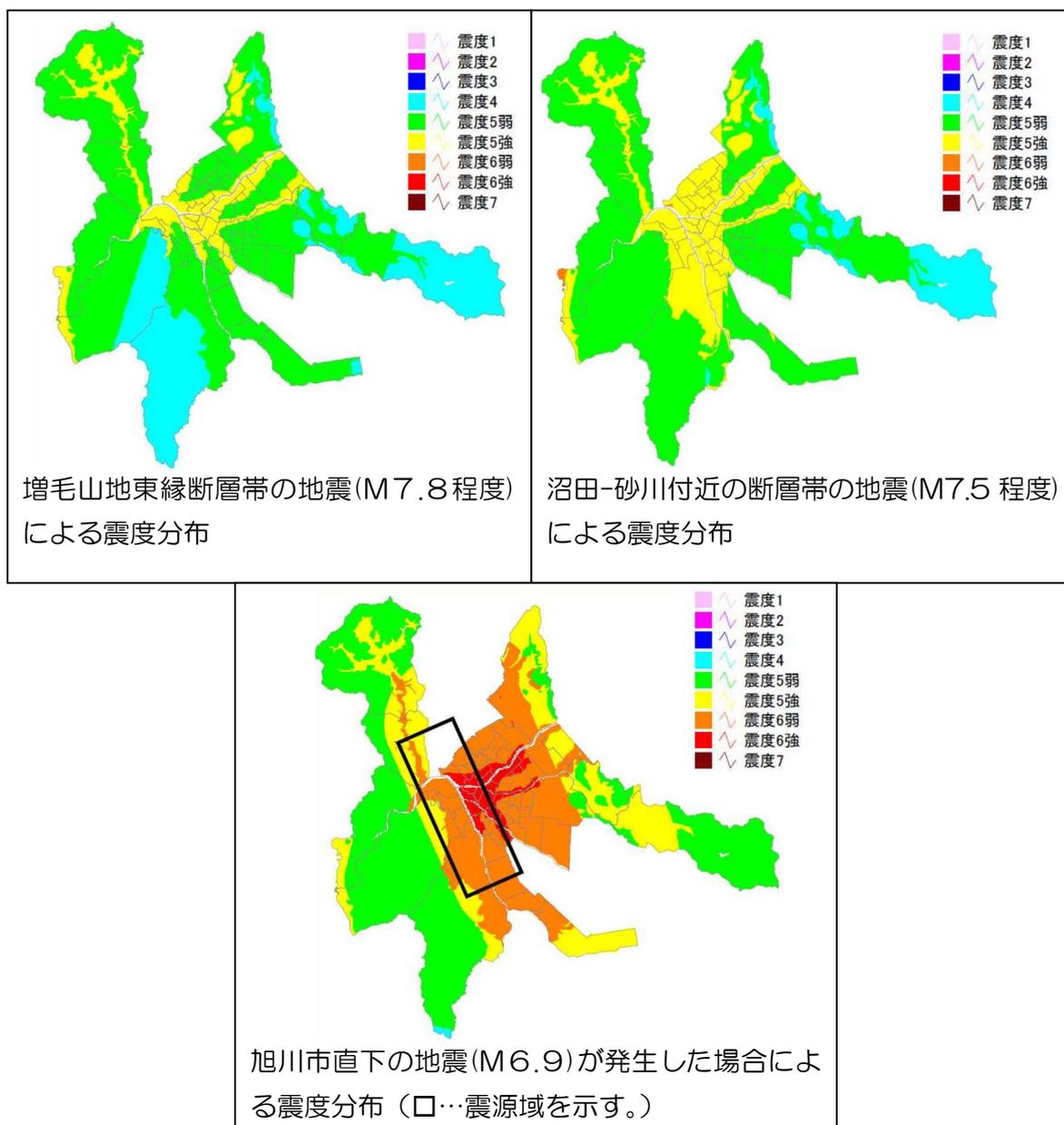


図 1-1 想定される主な地震による震度分布

イ 被害予測

想定される震度や建築物全壊率により、旭川市の防災対策を検討する上で重要な地震としては、全国どこでも起こりうる直下型地震 M6.9 が第一にあげられ、市内全域における建築物及び人的被害を表 1-3 のとおり予測しています。

表 1-3 旭川市直下型地震の被害予測

想定発生時刻		夏12時		冬18時		冬2時			
想定風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒		
建築物被害	全壊（棟）	4,600		5,000					
	焼失（棟）	160	240	5,600	5,700	1,100	1,200		
	大規模半壊（棟）	810		760		800			
	半壊（棟）	16,700		15,500		16,200			
火災	炎上火災（件）	3.7		31.9		8.5			
	消火（件）	2.8	2.3	2.8	2.3	2.8	2.3		
がれき	可燃ごみ重量（トン）	279,400							
	不燃ごみ重量（トン）	846,000							
人的被害	死者	倒壊（人）	160		200		320		
		火災（人）	2		42		12	14	
		計	162		242		332	334	
	重傷者	倒壊（人）	460		390		470		
		火災（人）	3	5	83	84	18	19	
		計	463	465	473	474	488	489	
	軽傷者	倒壊（人）	2,900		2,400		2,900		
		火災（人）	7	10	210	220	45	48	
		計	2,907	2,910	2,610	2,620	2,945	2,948	
	閉じ込め者（人）		1,100		1,300		1,700		
	避難者	当日	住宅被害（人）	37,700					
			断水の影響（人）	0					
計			37,700						
1週間後		住宅被害（人）	37,700						
		断水の影響（人）	26,400						
		計	64,100						
1か月後		住宅被害（人）	37,700						
		断水の影響（人）	12,200						
		計	49,900						

【資料】旭川市地域防災計画（総則編）・平成 25 年度旭川市防災アセスメント基礎調査業務委託報告書

## (5) 本市特有の地震の影響

本市は、北海道内において積雪寒冷地であるが、他地域に比べて自然災害が少ないとされている地域です。このような本市の地域特性における地震に対する影響や留意すべき点は次のとおりです。

### ア 住宅の特徴によるもの

昭和56年以前に建てられた、いわゆる旧耐震基準の住宅では、地震に抵抗する壁が少なく、さらに老朽化や腐食によって耐震性が劣るものが多い傾向があります。

特に市内の住宅は、幅が6m程度の間口の狭いものが他地域に比べて多くみられ、過去に大きな地震がなかったため、大きく出入口や窓などを確保するために柱等の構造材が不足していたり配置が悪く耐震性が劣るものが多数、現存しています。

### イ 積雪によるもの

冬期に地震が発生した場合は、建築物の屋根に積雪があるとその重みで建築物の全壊及び半壊棟数が大幅に増加すると予想されています。

一つの例として、冬期に想定される沼田一砂川付近の断層帯の地震が発生した場合には、建築物の全壊及び半壊棟数が約2.9倍程度に増えると予想されています。

### ウ 寒冷地によるもの

秋から冬にかけて大規模な地震が発生し、住宅に大きな被害を受けて避難所に避難をした場合、冬期間は外部での補修工事が困難であるため、避難所での生活が長期化するおそれがあります。加えて、灯油タンクや煙突、ボイラー、暖房器具の損傷や故障等により、冬期に暖房が使えなくなり在宅避難が困難になることも考えられます。

※地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部北方建築総合研究所での調査研究及び平成28年度地震被害想定調査結果報告書を参考としています。

## 第2 前計画における取組と課題

### 1. 前計画における主な施策の実施状況

前計画では、令和2年度までに市内の建築物の耐震化率95%を目標として取り組んできました。主な施策としては、表2-1のとおり、耐震化に向けた啓発及び知識の普及活動や耐震に係る各補助制度による支援等を実施してきました。

表 2-1 前計画における施策の取組状況

主な施策	主な取組
施策(1) 耐震化に向けた啓発 及び知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年3月に地震防災マップを2,000部作成し、うち約1,400部を配布するとともに、本市のホームページにも掲載</li> </ul>
施策(2) 耐震化を促進するた めの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市窓口において、耐震化に対する情報提供や相談を受けることができる環境整備を実施</li> <li>市窓口での相談体制では、関連部局と連携しリフォーム工事に合わせた耐震改修の誘導を実施</li> </ul>
施策(3) 耐震化を促進するた めの支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の耐震に係る各補助制度等を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>①木造住宅の無料耐震診断制度（診断実績：4件）</li> <li>②住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度 （診断補助実績：1件、改修補助実績：1件）</li> <li>③大規模建築物の耐震化に対する補助制度 （補強設計補助実績：2件）</li> </ul> </li> <li>関連部局と連携し、耐震診断及び耐震改修補助制度等の説明会を年1回実施</li> </ul>
施策(4) その他地震に対する 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールゾーンに面するブロック塀等の倒壊防止のために点検を平成30年度に実施</li> <li>中心市街地の建築物において、窓ガラス等の落下物対策として外壁の点検や指導を実施</li> <li>エレベーターの閉じ込め対策について、定期報告の報告時に指導を実施</li> <li>大規模空間の天井脱落対策や防災対策について、ホームページにより情報提供</li> <li>各年春季と秋季の建築物防災週間において、防災査察を実施</li> </ul>

## 2. 前計画における施策の実施結果

### 施策（１） 耐震化に向けた啓発及び知識の普及

取組と実施状況においては、防災マップの配布等により広く周知を図りました。今後は、より市民に耐震について興味を持ってもらえるよう配布物に工夫が必要です。

耐震化がされていない住宅の所有者は、高齢者が多く改修や建替えにあまり積極的ではない状況があるため、引き続き啓発及び知識の普及を行う必要があります。

### 施策（２） 耐震化を促進するための環境整備

耐震化を促進するためには、耐震に関する情報提供や相談を受けることのできる窓口体制の充実のほか、住宅のリフォーム工事に合わせた誘導も効果があると考えます。

### 施策（３） 耐震化を促進するための支援策

補助制度については利用が少ない状況でした。補助を受けたとしても自己負担が多く耐震診断や耐震改修に踏み切れなかった場合が考えられます。

### 施策（４） その他地震に対する安全対策

各取組の実施により、建築物の所有者等へ情報提供や指導を行いました。耐震化に向けた啓発のためには的確な情報提供や指導を繰り返し行うことが必要です。

### 3. 建築物の耐震化に関する所有者の意識

住宅や多数の者が利用する建築物<sup>※1</sup>の所有者へのアンケート調査により、建築物の耐震化に関する所有者の意識を把握しました。

#### (1) 住宅の耐震化に関するアンケート結果【令和元年国土交通省実施】

国土交通省が5,421人の住宅の所有者を対象に実施したアンケートでは、耐震改修をする予定がない理由のうち、「費用負担が大きいから」と回答した方が最も多く、次に「古い家にお金をかけたくないから」と回答した方が多いという結果でした。

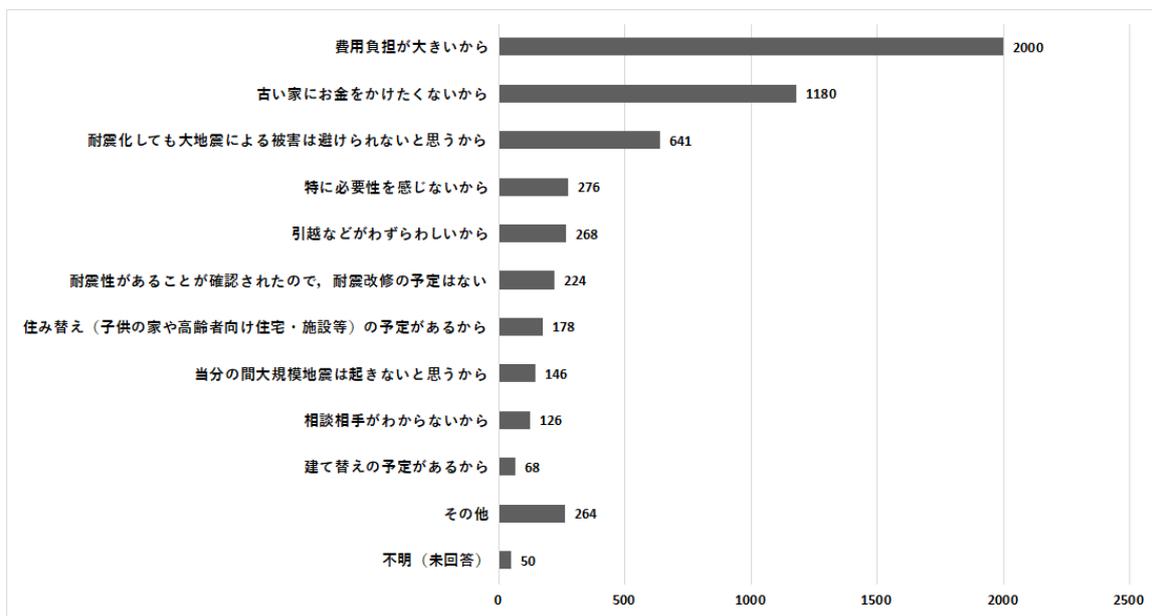


図 2-1 耐震改修の予定がない世帯の耐震改修をしない理由

※1 多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法第14条第1号による学校、病院等の多数の者が利用する建築物をいいます。

## (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化に関するアンケート結果

【令和3年本市実施】

市内における主に3階以上かつ延べ面積1,000㎡以上の民間旧耐震建築物の所有者114名を対象に調査を行いました。

回答者のうち約3割が耐震診断を実施しており、そのうち約半数が「耐震性なし」の結果で、「耐震性なし」の結果が出た建築物のうち、約8割の建築物で耐震改修や解体が予定されていました。

また、回答者のうち約5割が「耐震診断を実施する予定はない」としており、その理由として、「耐震診断費用が高額なため」、「耐震性が十分でなかったとしても耐震改修を行えないため」、「建替えや解体、売却を予定しているため」という回答が多いという状況を把握しました。

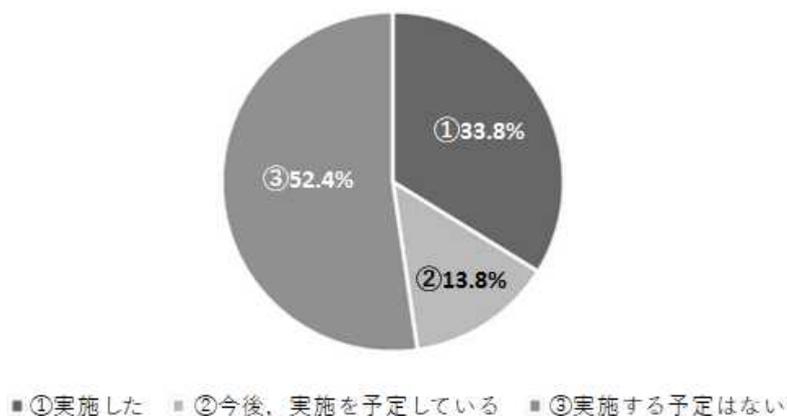


図 2-2 耐震診断の実施状況

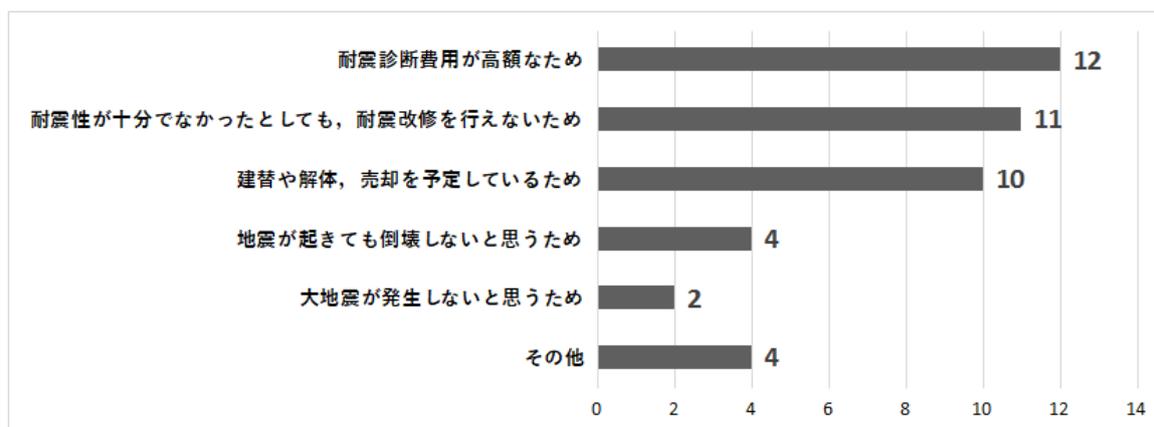


図 2-3 耐震診断をする予定がない理由

## 4. 耐震化の促進に向けた課題

これまでの取組やアンケートの結果により、次の課題が見えてきました。

住宅においては、所有者の高齢化や建築年数に伴う老朽化が進んでおり、耐震改修に消極的であるほか耐震改修よりも住宅の屋根や外壁などの改修や浴槽や台所、トイレ等の設備のリフォームに費用をかける傾向が見られます。

多数の者が利用する建築物においては、耐震性が十分でなかったとしても費用負担が大きいため耐震改修を行えないといった回答が多くなっています。

また、本市は地震の発生が少ないことから、地震に対する切迫感や耐震化への意識が低い傾向があります。加えて、耐震性が低い建築物も多く存在することから地震が起こった場合には、被害が大きくなることが懸念されます。

### (1) 耐震化に向けた意識の向上と知識の普及

地震に対する住民意識の向上を目指した啓発及び知識の普及を行う必要があります。建築物の所有率が高い高齢者だけでなく若年層に対しての普及啓発も重要と考えます。

多数の者が利用する建築物におけるアンケート調査では、耐震診断を実施する予定がないといった回答が約半数あることから、今後も引き続き建築物の所有者に対し耐震化に向けた啓発及び知識の普及が必要です。

### (2) 耐震化を促進するための環境整備

国土交通省で実施した住宅の耐震化に関するアンケート結果では、「相談相手が見つからない」という回答があることから、本市による相談体制を充実させるほか、リフォームに合わせた耐震改修など費用対効果の高い改修方法の周知が必要です。

### (3) 耐震化を促進するための支援策

住宅における耐震化については、本市で補助制度を実施していますが、要件が合わなかったり、自己負担が大きく耐震診断や耐震改修に踏み切れなかった場合が考えられることから、予算を踏まえた上でより使いやすく効果的な補助制度への見直しが必要です。

### (4) その他地震に対する安全対策

地震時における安全性を高めるため、建築物に附属する昇降機やブロック塀などの地震に対する安全対策についても継続して行うことが必要です。

### 第3 耐震化の現状と目標

本計画においては、旧耐震基準の建築物で次に示す種類の建築物を対象とします。  
なお、国と北海道が所有する建築物は含みません。

表 3-1 本計画の対象建築物

種 類	備 考
1.住宅	
戸建て住宅	併用住宅※2を含む
共同住宅	賃貸共同住宅、分譲共同住宅、長屋住宅を含む (賃貸共同住宅は、本計画においては、住宅と特定既存耐震不適格建築物の両方に含みます。)
2.特定既存耐震不適格建築物※3	
2-1.多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第 14 条第 1 号)	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム、賃貸共同住宅、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの
2-2.危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (耐震改修促進法第 14 条第 2 号)	一定数量以上の火薬類、石油類その他の危険物の貯蔵場又は処理場
2-3.地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (耐震改修促進法第 14 条第 3 号)	地震によって倒壊し、通行を確保すべき道路を閉塞するおそれがある建築物
3.要緊急安全確認大規模建築物※4 (耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項)	地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物
4.市有建築物	多数の者が利用する建築物と避難所

※2 併用住宅

住宅部分と店舗や事務所などの業務の用途として使用する部分を併せ持った住宅をいいます。

※3 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 14 条による多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物若しくは地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物をいいます。

※4 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項による不特定かつ多数の者が利用する建築物、地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物若しくは危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物のうち大規模なものをいいます。

# 1. 住宅の耐震化の現状と目標

## (1) 住宅とは

本計画における住宅とは、戸建て住宅及び共同住宅(賃貸共同住宅, 分譲共同住宅, 長屋住宅)をいいます。

## (2) 住宅の耐震化の現状

令和3年4月時点の総住宅戸数は、約 166,800 戸であり、そのうち約 23.5%の 39,200 戸が昭和 56 年以前に建築されたものです。

耐震性のある建築物は、建築年が昭和 57 年以降の建築物と昭和 56 年以前の建築物で耐震性があると推計されるものを合わせた 144,500 戸で、耐震化率は、約 86.6%と推計されます。

住宅の種類、構造別では、戸建て木造住宅の耐震化率が約 80.2%で最も低く、耐震性が不十分な住宅戸数は 18,500 戸と推計されています。

表 3-2 住宅の耐震化の現状 (令和 3 年 4 月)

(単位：戸)

種類	構造	S56 以前		S57 以降		計	耐震化率
		建築	耐震性	耐震性	建築		
			不十分	あり			
a	b	c	d	e	f		
		b				f	
		=a-c				=(c+d)/e	
戸建て住宅	木造	21,900	18,500	3,400	71,600	93,500	80.2%
	非木造	400	300	100	2,200	2,600	88.5%
共同住宅	木造	10,300	1,900	8,400	34,000	44,300	95.7%
	非木造	6,600	1,600	5,000	19,800	26,400	93.9%
住宅合計		39,200	22,300	16,900	127,600	166,800	86.6%

【資料】本市建築部：令和 3 年度旭川市建築行政マネジメント計画

### (3) 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化率は、道計画を踏まえ目標年の令和7年度までに 95%を目標とします。

今後、建替えや耐震改修による耐震性のある住宅の増加や、耐震性が不十分な住宅の除却が、過去の実績と同様のペースで推移すると仮定した場合（自然更新）、目標年（令和7年度）における耐震化率は、約 88.4%になるものと推計されます。よって、目標耐震化率 95%を達成するため、約 6.6%に当たる 11,500 戸の耐震化を促進します。

令和2年度 目標	令和2年度 実績	耐震化推進 ➤	令和7年度 目標
95%	86.6%		95%

図 3-1 住宅の耐震化率の目標

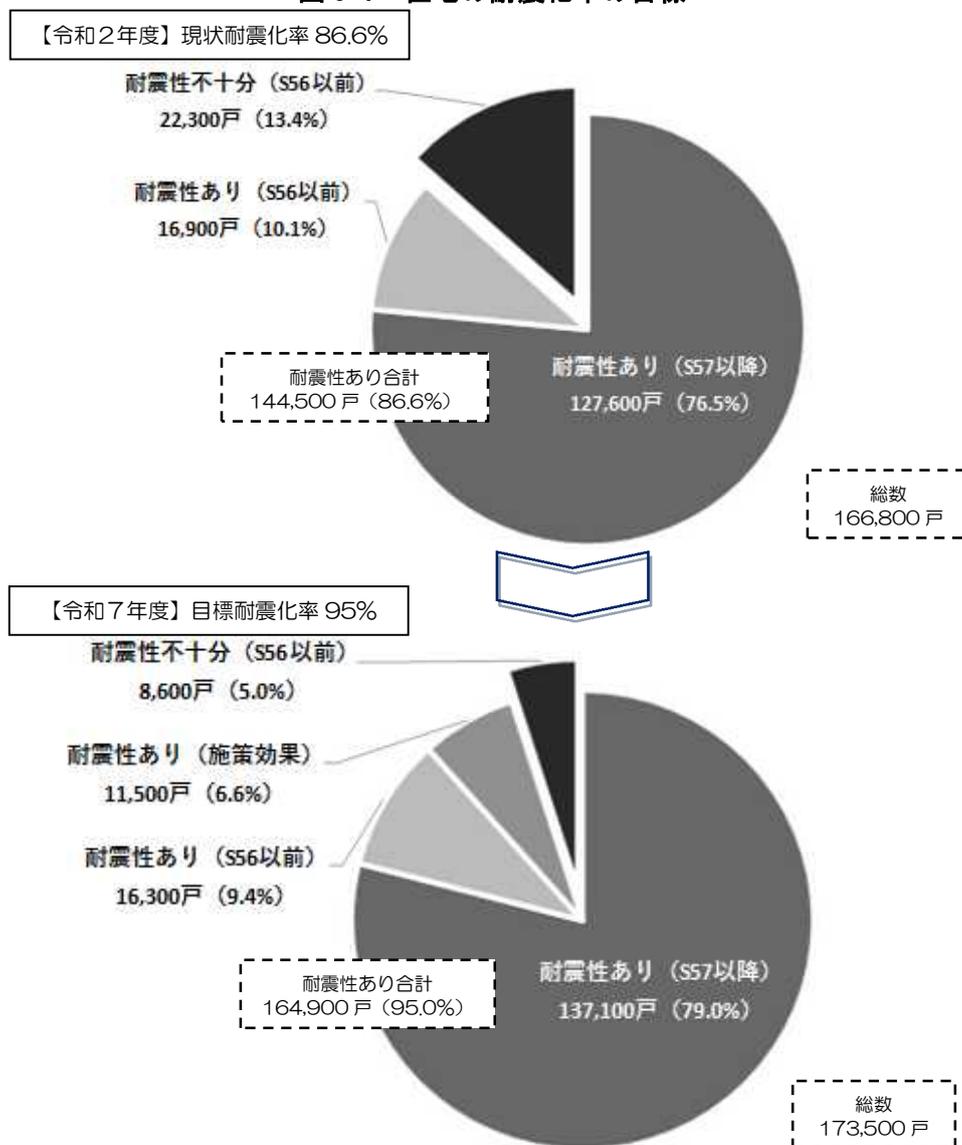


図 3-2 住宅の耐震性の内訳と耐震化率の目標

## 2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標

### 2-1. 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

#### (1) 多数の者が利用する建築物とは

本計画における多数の者が利用する建築物とは、一定の規模以上の学校や病院などの不特定多数の者が利用する建築物で、詳しくは別表1（P32）に示すとおりです。

#### (2) 多数の者が利用する建築物の現状

多数の者が利用する建築物は、令和3年4月時点で1,353棟あり、そのうち昭和56年以前に建築された建築物は、約29%にあたる386棟あります。

昭和56年以前に建築された386棟のうち、234棟が耐震性のある建築物と見込まれ、昭和57年以降に建築された967棟と合わせて1,201棟に耐震性があり、耐震化率は約88.8%と推計されます。また、耐震性の不十分又は不明な建築物は152棟と見込まれます。

市有建築物は、市内に245棟あり、そのうち耐震性が不十分又は不明な建築物は18棟で、耐震化率は約92.7%です。民間建築物は、市内に1,108棟あり、耐震性が不十分又は不明な建築物は134棟で、耐震化率は約87.9%と推計されます。

表3-3 多数の者が利用する建築物の現状（令和3年4月）

（単位：棟）

対 象					計	耐震化率
	S56 以前 建築	耐震性 不十分 又は不明	耐震性 あり	S57 以降 建築		
		a	b (=a-c)			
					e	f (=(c+d)/e)
市内全数	386	152	234	967	1,353	88.8%
市有建築物	120	18	102	125	245	92.7%
民間建築物	266	134	132	842	1,108	87.9%

【資料】本市建築部：多数の者が利用する建築物台帳（R3）

表 3-4 民間の多数の者が利用する建築物の用途別年代別棟数（令和 3 年 4 月）

（単位：棟）

耐震改修促進法での用途区分※	S56年以前 建築棟数	S57年以降 建築棟数	合計
学校	14	19	33
体育館，運動施設	0	1	1
病院，診療所	22	64	86
劇場，観覧場，映画館，演芸場	0	2	2
集会場，公会堂	6	11	17
展示場	1	2	3
物品販売業を営む店舗，卸売市場	17	32	49
ホテル，旅館	11	38	49
賃貸共同住宅，寄宿舍，下宿	56	439	495
事務所	80	93	173
社会福祉施設，保育所	6	99	105
博物館，美術館，図書館	1	1	2
遊技場	3	8	11
飲食店	31	20	51
工場	14	9	23
サービス業を営む店舗	1	2	3
自動車車庫，駐車場	3	2	5
合計	266	842	1,108

【資料】本市建築部：多数の者が利用する建築物台帳（R3）

※用途区分について，別表 1（P32）の用途を以下のようにまとめています。

表 3-4 の用途区分	別表 1（P32）の用途区分
運動施設	・ポーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設
物品販売業を営む店舗	・百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗
飲食店	・飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの
社会福祉施設	・老人ホーム，老人短期入所施設，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
サービス業を営む店舗	・理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

### (3) 多数の者が利用する建築物の目標

特定既存耐震不適格建築物のうち、利用者が多く地震時に大きな被害が予想される、多数の者が利用する建築物について、目標を定めることとします。

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、前計画において令和2年度の目標を達成できなかったことから、令和7年度の目標を引き続き95%とします。

目標年（令和7年度）における耐震化率は、自然更新の場合約89.7%になるものと推計され、目標を達成するため約5.3%に当たる73棟の耐震化を促進します。

令和2年度 目標	令和2年度 実績	耐震化推進 	令和7年度 目標
95%	88.8%		95%

図3-3 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

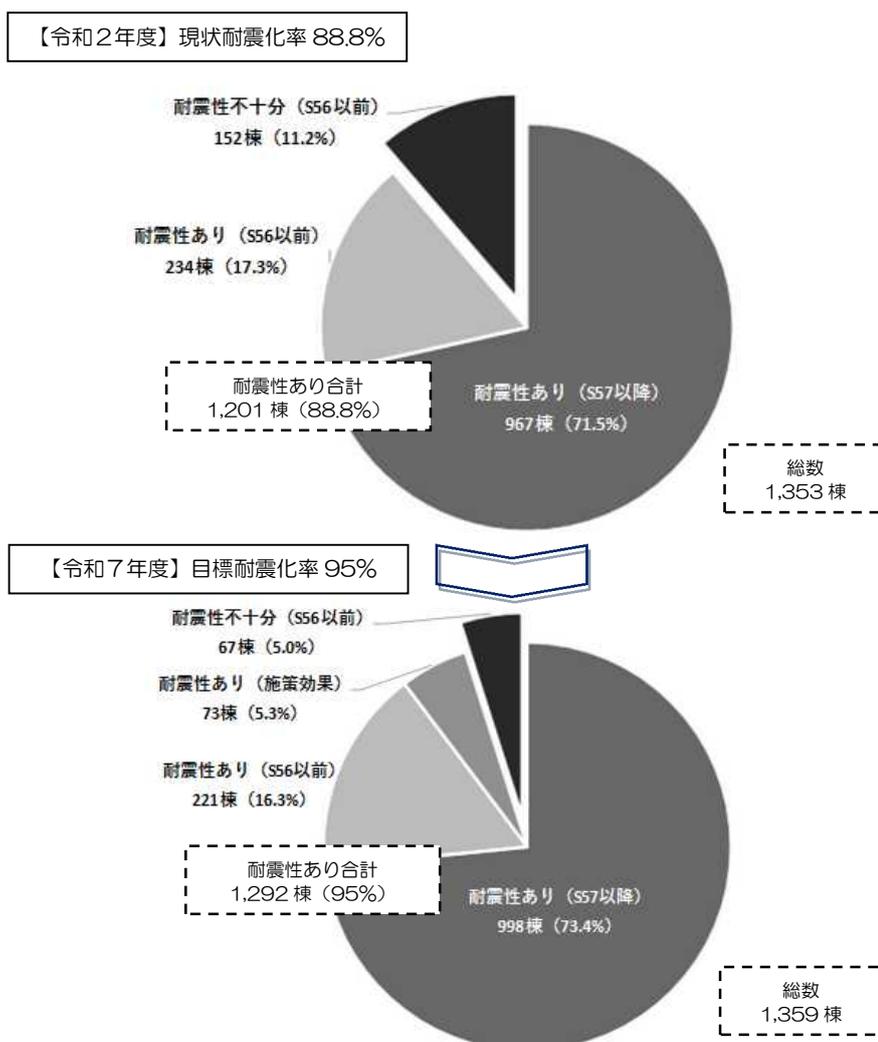


図3-4 多数の者が利用する建築物の耐震性の内訳と耐震化率の目標

## 2-2. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(耐震改修促進法第14条第2号)

### (1) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物とは

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物とは、一定の数量以上の危険物を貯蔵又は処理している建築物で、詳しくは別表1(P32)に示すとおりです。

### (2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状

市内において、旧耐震基準で建築された危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、表3-5に示すとおり令和3年9月現在で4棟あり、当該建築物の所有者に指導又は助言を行い耐震化を促進します。

表3-5 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状(令和3年9月)

(単位:棟)

建築物の種類	要件該当棟数
危険物の貯蔵場の用途に供する建築物	4
危険物の処理場の用途に供する建築物	0
計	4

【資料】本市建築部:危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物台帳(R3)

## 2-3. 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

(耐震改修促進法第14条第3号)

### (1) 地震時に通行を確保すべき道路とは

本計画における地震時に通行を確保すべき道路とは、建築物が地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ円滑な避難を困難とするおそれのある道路で、詳しくは別図1(P33)に示すとおりです。

#### ア 地震時に通行を確保すべき道路(北海道指定)

(耐震改修促進法第5条第3項第3号)

北海道では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため必要な道路として、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」において、第1次から第3次までの緊急輸送道路が位置付けられています。(別表2(P33)参照)

道計画では、緊急輸送道路は地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要があることから、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路として指定しています。

このことから、本計画においても緊急輸送道路を地震時に通行を確保すべき道路として指定します。

#### イ 地震時に通行を確保すべき道路（本市指定）

（耐震改修促進法第6条第3項第2号）

緊急輸送道路以外の道路のうち、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため必要な道路を、本市における「地震時に通行を確保すべき道路」として指定します。

本市が指定する道路は、緊急輸送道路から防災拠点施設となる建築物である次に掲げる施設との連絡を確保する道路です。

- 総合防災センター，土木事業所，クリーンセンター，近文清掃工場，
- 水道局庁舎，石狩川浄水場，忠別川浄水場\*，市立旭川病院，
- 赤十字血液センター，北消防署春光出張所

※忠別川浄水場については東神楽町にあるため、東神楽町内の浄水場へ通じる道路までを指定

この道路の沿道にある建築物で、前面道路に対し一定の高さを有するものについては、耐震改修促進法第14条第3号により耐震化に努めなければなりません。

#### ウ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物とは

耐震改修促進法第14条第3号の建築物は、「地震時に通行を確保すべき道路」の沿道にあり、次の方法により算出された高さを超えるものとされています。

- |               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| ①幅員 12mを超える場合 | 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離<br>+前面道路までの水平距離 |
| ②幅員 12m以下の場合  | 6m+前面道路までの水平距離                      |

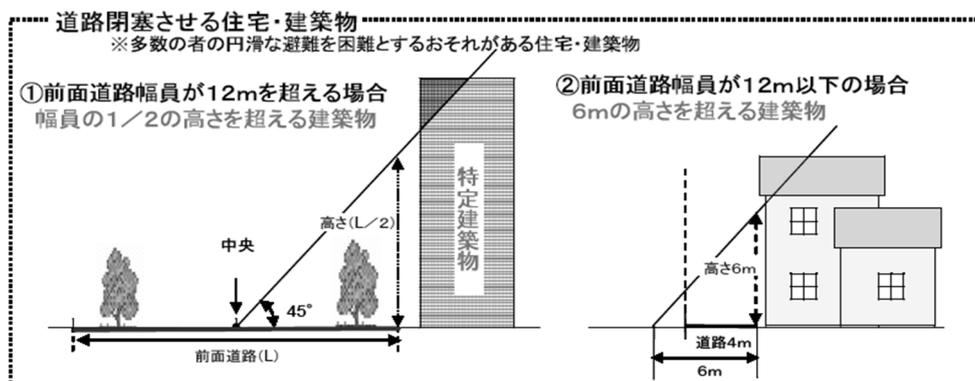


図 3-5 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の高さ要件

## (2) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状

市内において、旧耐震基準で建築された地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、表 3-6 に示すとおり令和3年9月現在で136棟であり、当該建築物の所有者に指導又は助言を行い耐震化を促進します。

**表 3-6 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の現状（令和3年9月）**

（単位：棟）

道路の位置付け		要件該当棟数
第1次緊急輸送道路	北海道指定	95
第2次及び第3次緊急輸送道路	北海道指定	23
地震時に通行を確保すべき道路	本市指定	18
計		136

【資料】本市建築部：地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物台帳（R3）

### 3. 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状と目標

#### (1) 要緊急安全確認大規模建築物とは

要緊急安全確認大規模建築物とは、平成 25 年の耐震改修促進法の改正により位置付けられた不特定かつ多数の者が利用する建築物等で大規模なものをいい、耐震診断の実施が義務付けられています。

要緊急安全確認大規模建築物に該当する要件は、別表 1 (P32) に示すとおりです。

#### (2) 要緊急安全確認大規模建築物の現状

要緊急安全確認大規模建築物は、平成 25 年時点で市内に 40 棟ありましたが、うち 6 棟が除却され、令和 3 年 9 月時点で現存するのは 34 棟です。そのうち 18 棟が耐震性のある建築物と診断されており、除却済の建築物 6 棟を含めた解消率は、60%です。

表 3-7 要緊急安全確認大規模建築物の現状 (令和 3 年 9 月)

(単位：棟)

対 象	現存する 建築物の 総数	耐震性		除却済	計	解消率
		不十分	あり			
	a	b (=a-c)	c	d	e	f (=(c+d)/e)
市内全数	34	16	18	6	40	60.0%
公共建築物	23	8	15	3	26	
民間建築物	11	8	3	3	14	

【資料】本市建築部：要緊急安全確認大規模建築物台帳 (R3)

#### (3) 要緊急安全確認大規模建築物の目標

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化は、国の基本方針及び道計画の目標を踏まえ、令和 7 年度までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物をおおむね解消とすることを目標とします。

令和 3 年 9 月時点で、令和 7 年度までに耐震改修、建替え又は除却の予定のある建築物は、耐震性が不十分と診断された 16 棟のうち 9 棟で、予定通りに耐震化が進んだ場合の解消率は、82.5%です。

このため、目標達成のためには、7 棟 (17.5%) のさらなる耐震化が必要です。

令和2年度 目標	令和2年度 実績	耐震化推進 ➤	令和7年度 目標
—	60%		おおむね解消

図3-6 要緊急安全確認大規模建築物の目標

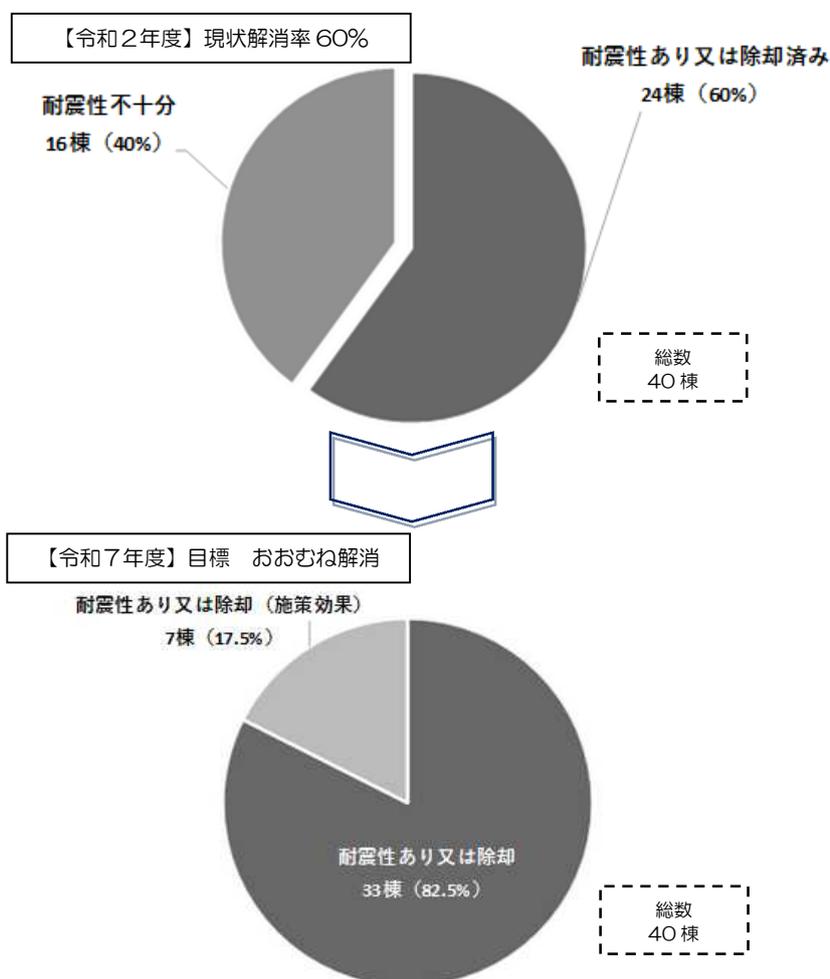


図3-7 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標と施策効果

## 4. 市有建築物の耐震化の現状

### (1) 市有建築物の耐震化の現状

本市が所有する建築物のうち多数の者が利用する建築物は、令和3年4月時点で、245棟あります。このうち、旧耐震基準で建設された建築物は120棟で、その中の79棟は、耐震診断の結果、既に耐震性が確保されていることが確認されており、23棟が耐震改修実施済みであり、新耐震基準で建設されている建築物125棟と合わせると、耐震化済みは227棟で、耐震化率は約92.7%です。

このほか、これらの建築物以外に地震発生時に重要な旭川市地域防災計画で指定している避難所は30棟あり、その耐震化率は80.0%です。

表 3-8 市有建築物の耐震化の現状（令和 3 年 4 月）

（単位：棟）

建築物用途	全体棟数 A=B+H	S56年以前建設棟数						S57年以降建設棟数 H	耐震化率 I=(D+F+H)/A
		耐震診断実施棟数 C=D+E+F	耐震診断実施棟数			耐震診断未実施棟数 G			
			うち耐震性あり D	うち耐震性不十分 E	耐震改修実施棟数 F				
多数の者が利用する建築物									
学 校	75	31	31	4	5	22	0	44	93.3 %
運動施設	6	2	2	0	2	0	0	4	66.7 %
病 院	1	1	1	0	1	0	0	0	0.0 %
集会場・公民館	7	4	4	0	3	1	0	3	57.1 %
市営住宅等	136	71	71	70	1	0	0	65	99.3 %
庁舎・事務所	5	4	3	0	3	0	1	1	20.0 %
社会福祉施設	5	2	2	1	1	0	0	3	80.0 %
博物館・図書館	2	0	0	0	0	0	0	2	100. %
その他	8	5	5	4	1	0	0	3	87.5 %
小 計	245	120	119	79	17	23	1	125	92.7 %
避難所（上記の建築物は除く）									
学 校	1	1	1	0	1	0	0	0	0.0 %
集会場・公民館	23	5	5	2	3	0	0	18	87.0 %
その他	6	4	2	2	0	0	2	2	66.7 %
小 計	30	10	8	4	4	0	2	20	80.0 %
合 計	275	130	127	83	21	23	3	145	91.3 %

【資料】本市建築部：市有建築物台帳（R3）

（2） 市有建築物の耐震化状況の公表

本市のホームページにおいて、市有建築物の耐震化状況を公表しています。

（URL） [https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53901/5439010/p003979\\_d/fil/kouhyou.pdf](https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53901/5439010/p003979_d/fil/kouhyou.pdf)

※耐震化状況は、毎年更新を行っています。

## 第4 建築物の耐震化を促進するための施策

### 1. 耐震化に向けた取組方針

#### (1) 基本的な取組方針

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震化を促進します。

住宅や要緊急安全確認大規模建築物などの多数の者が利用する建築物について、重点的に耐震化を進めるものとします。

#### (2) 耐震化促進に向けた建築物の所有者等の役割

##### ア 建築物の所有者の役割

自らの生命、身体及び財産の保護につながる問題として、建築物の所有者である市民及び企業は、建築物の地震に対する安全性を確保するため、建築物の耐震診断及び耐震改修等を実施するものとします。

##### イ 本市の役割

建築物の所有者の耐震化への取組を支援するため、国、北海道、建築関連事業者と連携し、情報提供や環境整備などの支援を行います。

建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため、建築物の所有者に対し、適宜指導、助言、指示又は公表等を行います。

建築物の所有者として自ら管理する建築物の耐震化に率先して取り組みます。

##### ウ 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、建築物の耐震性など人命に関わる重要な要素についての社会的責任を再認識し、地域社会との信頼関係を一層強め、地震に対する安全性を確保した良質な建築物ストックの形成に取り組むものとします。

### (3) SDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標※5）は、貧困や格差の問題、気候変動対策など、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標であり、その実現に向けた取組が広がっています。

本市においても総合計画のもとで SDGs の要素を推進しており、総合計画の各基本政策が世界の課題解決に向けた目標の達成につながっていることを共有しています。

本計画の各取組は、総合計画における基本政策8「四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築」に該当し、これは「SDGs11：住み続けられるまちづくりを」の目標達成につながっています。



<ターゲット（抜粋）>  
災害による被害者数等を大幅に削減する。

---

※5 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがあります。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むものをいいます。

## 2. 耐震化を促進するための施策

### (1) 耐震化に向けた意識の向上と知識の普及

#### ア 防災や耐震に関する情報提供

改修や建替えを検討している所有者が必要な情報を手に入れられるよう、情報収集に努め、その情報を各媒体を通じ広く周知します。

また、本市特有の地震災害リスクについて各種セミナーの開催や人が多く集まるイベント等を通して広く周知を行い、耐震に対する意識の向上を図ります。

#### イ 各施策に関するパンフレットの作成

耐震化を促進する各施策に関するパンフレットの作成等を行い、情報提供の充実を図ります。

#### ウ 地震防災マップの公表

市民や、建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震による危険性の程度を示す地図「地震防災マップ（揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）」をホームページ等で引き続き公表します。

#### エ 各種セミナーの実施

耐震化への取組は、建築物の所有者等が自らの問題として認識することに加え、地域の防災対策としても効果があるため、一般向けのリフォームセミナー等を活用して、市民に対して広く耐震化の普及啓発を図ります。

また、適切な耐震改修の実施を促すため、耐震改修の経験が少ない施工業者向けのセミナーの開催を検討します。

なお、セミナーの開催方法は、オンラインによる実施も検討します。

## (2) 耐震化を促進するための環境整備

### ア 相談体制の充実

建築物の耐震化を促進するためには、市民のニーズに的確に対応することが重要なことから、相談窓口において耐震診断や耐震改修の相談、補助制度等の情報提供を適切に行い、市民が安心して相談できる体制を充実させます。

### イ リフォームに合わせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築工事の機会に合わせて耐震改修を実施することは、費用軽減や防災性能の向上に効果的であるため建築物の所有者に対し、これらの工事に合わせて耐震改修が行われるよう周知や誘導を行います。

また、床や天井を解体しない低コストな耐震改修などの周知や誘導を検討します。

### ウ 多数の者が利用する建築物や要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対する耐震改修等の誘導

多数の者が利用する建築物や要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対して、アンケートや随時訪問等による状況把握や補助関連の情報提供を的確に行い耐震化を促します。

### エ 北海道等との連携

耐震化を促進するに当たっては、市有建築物のほか、市内の道有建築物や周辺市町村の関連する公共施設も対象とし、一体的に取り組を進めることが効果的であるため、北海道や他の市町村と連携して耐震化や安全対策への取組を実施していきます。

また、全道住宅建築物耐震改修促進会議を通じて、北海道や他の市町村と情報共有を行い、連携しながら建築物の耐震化を促進していきます。

## (3) 耐震化を促進するための支援策

### ア 住宅に対する支援策

住宅の耐震に関する各事業の実施により住宅の耐震化を促進します。

また、今後は耐震性がないと診断された住宅の除却に要する費用の一部に補助を行う事業創設の検討等、住宅の耐震化をより促進できるよう補助事業の見直しを行います。

(ア) 戸建て木造住宅の簡易耐震診断制度の実施

住宅の耐震化を促進するため、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内にある戸建て木造住宅を対象とした簡易耐震診断を無料で実施し、建築物の所有者に住宅の耐震性や耐震改修の必要性を把握してもらい、建築物の所有者の耐震化への取組を支援します。

(イ) 住宅の耐震診断及び耐震改修等に対する補助事業の実施

住宅の耐震化を促進するため、所有者に対し住宅の耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を補助することにより、所有者の耐震化への取組を支援します。

(令和3年4月現在)

補助事業	補助率	補助限度額
旭川市住宅耐震診断補助事業	2/3	8.9万円/戸
旭川市住宅耐震改修補助事業	23%	82.2万円/戸

イ 要緊急安全確認大規模建築物に対する支援策

耐震改修促進法附則第3条第1項の要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等に要する費用の一部を補助することにより、建築物の耐震化を誘導します。

(令和3年4月現在)

補助事業	補助率
旭川市大規模建築物耐震診断等補助事業	約50%
旭川市大規模建築物耐震改修等補助事業	約45%

※補助率及び補助限度額は、事業費が大きいいため事業内容に応じて個別に整理を行います。

(4) その他地震に対する安全対策

ア ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀の倒壊による歩行者等の被害を防止するため、所有者に対して既存ブロック塀等の安全性の確認について呼びかけることにより、点検や補強工事を促進させます。また、新規にブロック塀等を設置する場合には、所有者に対し設置基準を満たすように助言します。

イ 窓ガラス等の落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて建築物の所有者等に対し改善指導を行います。

#### ウ 大規模空間の天井脱落防止対策

東日本大震災による天井脱落被害を踏まえ、平成 26 年に建築基準法施行令の一部が改正されました。

新築する建築物などの特定天井<sup>※6</sup>について、脱落防止対策に係る新たな基準への適合が義務づけられました。また、既存建築物の特定天井については、増改築を行う場合、技術基準への適合や落下防止措置などの対応が必要となります。このことから、主に建築基準法の定期調査の対象となっている建築物の所有者等に対して天井脱落防止対策の普及啓発を行います。

#### エ エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーター内の閉じ込め防止のため、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置についての普及啓発を行います。また、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターについて地震時のリスク等を建築物の所有者等に周知するなど、耐震安全性の確保を促進します。

---

※6 特定天井

6m超の高さにある、面積 200 m<sup>2</sup>超、質量 2kg/m<sup>2</sup>の吊天井で、人が日常利用する場所に設置されているものをいいます。

## **第5 法に基づく指導等の実施**

旭川市は、北海道や他の所管行政庁と連携しながら、耐震性が不十分又は不明な建築物の所有者に対し、当該建築物の耐震診断や耐震改修について、普及啓発を行うとともに、次の指導等を行います。

### **1. 耐震改修促進法に基づく指導等の実施**

特定既存耐震不適格建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対しては、耐震診断や耐震改修について、必要な指示を行います。

また、指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対しては、必要な耐震診断や耐震改修が行われていないと認める場合は、必要な指示を行うことがあります。

特定既存耐震不適格建築物については、台帳整備を行い耐震化の進行状況などの実態把握を行います。

### **2. 建築基準法に基づく勧告等の実施**

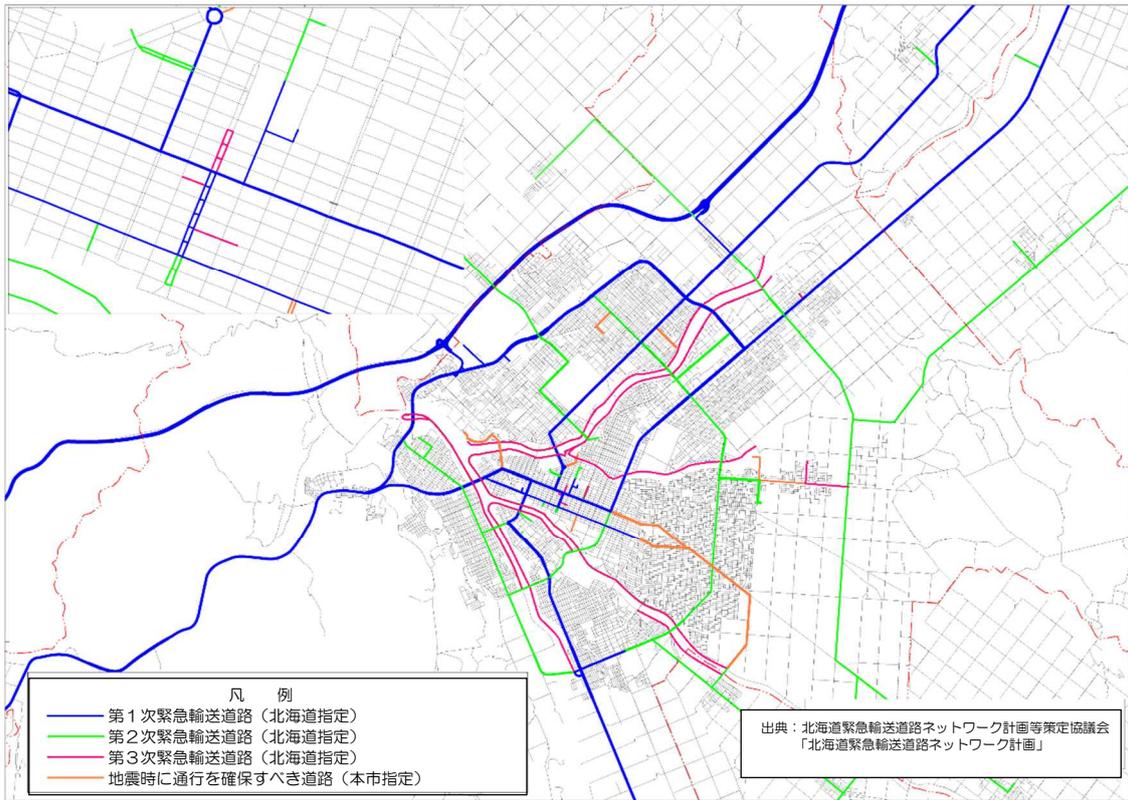
耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者等が必要な措置を取らなかった場合には、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことがあります。

また、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、同条第3項の規定に基づく命令を行うことがあります。

## 第6 資料

別表1 特定既存耐震不適格建築物及び要緊急安全確認大規模建築物の用途規模要件

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	要緊急安全確認大規模建築物の要件
学校	小学校，中学校，中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場，スケート場，水泳場 その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院，診療所				
劇場，観覧場，映画館，演芸場				
集会場，公会堂				
展示場				
卸売市場			—	—
百貨店，マーケット その他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル，旅館			—	—
賃貸住宅（共同住宅に限る），寄宿舎，下宿 事務所				
老人ホーム，老人短期入所施設， 福祉ホームその他これらに類するもの			階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園，保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館，美術館，図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ， ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物を除く。）			—	—
車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車 又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所，税務署その他 これに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	500㎡以上



別図1 地震時に通行を確保すべき道路

別表2 北海道の緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路	道庁，地方中心都市及び重要港湾，空港，総合病院，自衛隊，警察，消防等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村役場，主要な防災拠点（行政機関，公共機関，主要駅，港湾，ヘリポート，災害医療拠点，備蓄集積拠点，広域避難地等）を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

旭川市耐震改修促進計画

令和4（2022）年3月

発行 旭川市建築部建築指導課

〒070-8525 旭川市6条通10丁目第三庁舎

TEL (0166)25-8597

FAX (0166)24-7009